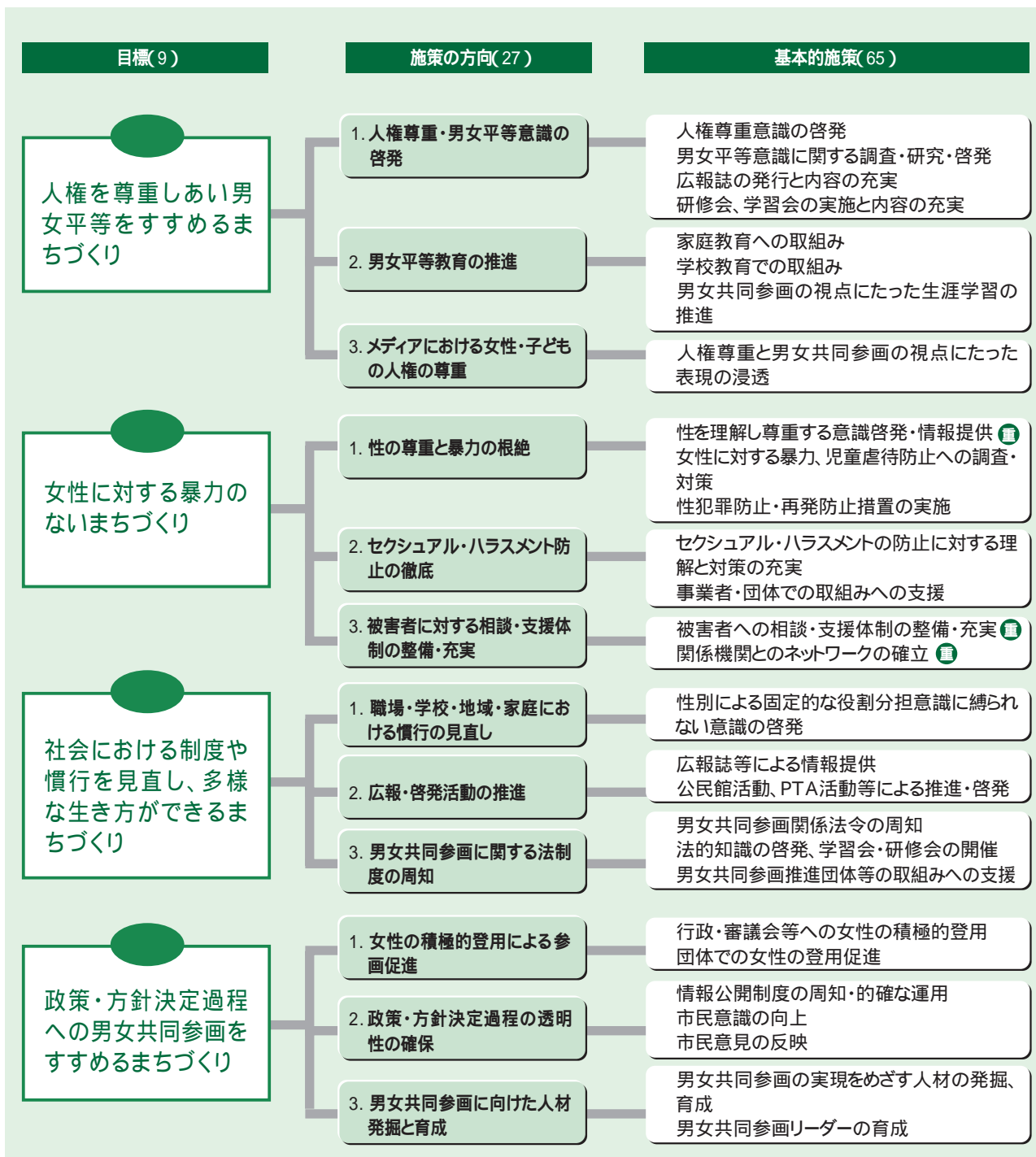


# 第5章

## 計画の内容

# 1 施策の体系

基本計画は、つぎのとおり、9つの目標、27の施策の方向と65の基本的施策とします。



目標(9)

家庭生活・社会生活への男女共同参画と両立を支援するまちづくり

施策の方向(27)

1. 家庭・地域において男女がともに責任を担える環境整備
2. 多様な子育てや介護を地域で支えあう仕組みづくり
3. 仕事と家庭の両立に関する事業者への情報提供・啓発

基本的施策(65)

家庭・地域における意識の啓発  
育児・介護等学習機会や情報の提供  
若い世代や高齢者の社会参画の促進  
市民と市が協働して取り組む環境保全の促進  
たれもが安全で快適に暮らせるまちづくり

保育施設等の整備・充実  
ゆとりある子育て、介護への支援体制の整備  
子育て・介護を地域で支えあう環境の整備

仕事と家庭生活が両立できる職場環境の促進 **■**  
育児休業・介護休業等への理解と取得の促進 **■**

男女の経済的自立をすすめて働きやすいまちづくり

1. 就業の場における男女均等待遇の促進
2. 安全で安心して働くことができる就労環境の整備
3. 女性の経済的自立への支援

男女雇用機会均等法の普及・啓発 **■**  
積極的格差是正措置の具体化に向けた調査研究及び普及

職場での性差別撤廃に関する意識啓発 **■**  
心身の健康が保てる就業環境の整備 **■**  
就業継続のための労働条件の整備 **■**  
高齢者・障害者・ひとり親家庭の生活安定と自立支援

再就職のための支援体制整備 **■**  
多様な働き方への支援 **■**

男女が互いの性を理解・尊重し、生涯にわたって健康な生活を営むことができるまちづくり

1. 男女が互いの性を理解・尊重するための啓発
2. 男女の生涯にわたる健康づくり
3. からだとこころに関する相談等の充実

生涯を通じた健康支援のための指導と啓発  
性に関する正しい認識と理解に関する啓発

健康に関する啓発、情報の提供  
健康についての医療相談機関の充実  
生涯にわたるスポーツの活動支援

健康総合相談システムの整備・充実

国際社会の一員として国際的協調をすすめるまちづくり

1. 男女共同参画の視点にたった国際交流と国際理解の推進
2. 外国人も安心して暮らせる相談・支援体制の整備
3. 「平等・開発・平和」への貢献

男女共同参画に関する国連等世界の資料の収集と提供  
国際理解・交流活動の推進  
国際理解教育の推進

情報提供の充実  
外国人への生活相談の充実

国際的取組みに関する情報の収集・提供

男女共同参画推進体制の整備充実を図るまちづくり

1. 推進体制の整備と市民・事業者との連携の推進
2. 苦情の申出・処理制度の充実
3. 男女共同参画推進センターの整備・充実

推進体制の整備強化  
推進状況の管理・報告  
市民活動やネットワークづくりに対する支援

苦情処理委員の設置 **■**  
苦情処理制度の周知 **■**

相談、情報提供、啓発活動等の拠点施設整備・充実 **■**  
関連施設との連携 **■**

## 2 施策の内容

目標

### 人権を尊重しあい男女平等をすすめるまちづくり

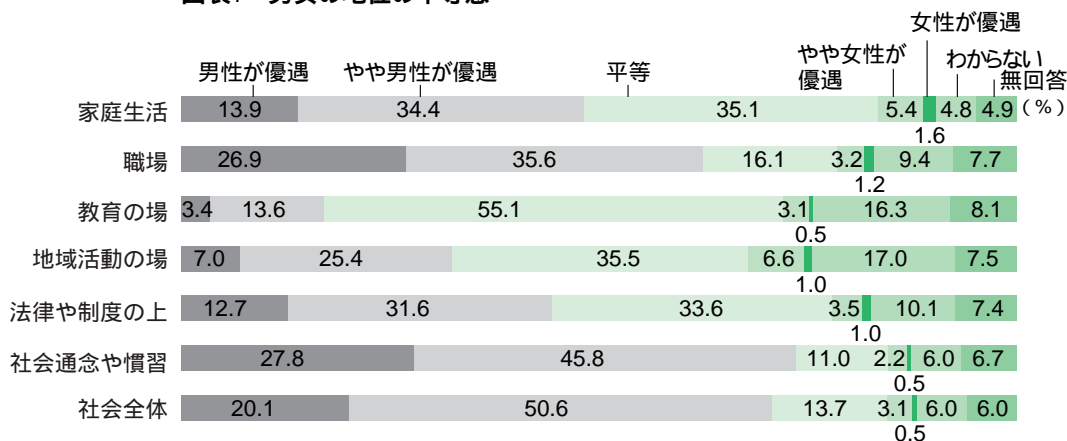
#### 【現状と課題】

社会の変化に伴い、個人のライフスタイルが多様化しつつあり、女性の社会進出がすすむ中で、誰もが社会のあらゆる分野に平等に参画できるような社会に向け、男女平等や、女性の地位向上に向けた法律や制度が整備されつつあります。

しかし、「市民意識調査」では、社会全体で「男性が優遇」、「やや男性が優遇」と感じる人の割合は、70.7%でした。分野別にみると、最も不平等感が高いのは『社会通念や慣習』で、「男性が優遇」、「やや男性が優遇」と感じる人が73.6%でした。『職場』では62.5%の人が、また、『家庭生活』では48.3%の人が、「男性が優遇」、「やや男性が優遇」と感じています(図表1)。

根強く残る不平等感をなくし、性別にとらわれず男女が対等な立場で能力と個性が発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが、人権や男女平等についての意識を深めていく必要があります。

図表1 男女の地位の平等感



(注)総数=4,719の内訳 女=1,969 男=1,598 無回答=1,152  
 (以下、「さいたま市総合振興計画策定のための市民意識調査報告書」において同じ)  
 「さいたま市総合振興計画策定のための市民意識調査報告書」平成14年3月

## 【施策の方向と具体的な取組み】

### 施策の方向 1

### 人権尊重・男女平等意識の啓発

性別にとらわれることなく自分らしく生きることは、人間としての基本的な権利です。この認識をふまえて、あらゆる分野における男女平等の実現のために、男女共同参画社会について意識啓発や情報提供に取り組んでいきます。また、性差別の実態等に関する調査・研究を行い、啓発紙や研修会・学習会に反映させていきます。

基本的施策	推進事業	担当局
1 人権尊重意識の啓発	人権教育の推進 各学校における人権教育の推進のため、教員への研修会の開催・研究指定校での研究の推進、実践事例集等の作成に取り組みます。	教育委員会
	人権についての啓発パンフレット作成・配布 同和問題、女性、子ども、障害者、高齢者、外国人等の人権問題について理解を深めるための資料を作成し、配布します。	総務局 教育委員会
	人権セミナー・講座等の実施 人権問題の解決をめざして、市民の人権意識の啓発と人権問題への理解を深めるための講座を開催します。	総務局
	市職員への啓発 市職員を対象にした講座や研修を通じて、意識の啓発を行います。	市民局
2 男女平等意識に関する調査・研究・啓発	男女平等意識に関する調査の定期的な実施 <b>実施予定</b> 男女共同参画社会の実現に向け、社会の実態を施策に反映するために、調査・研究を行います。	市民局
	男女平等に関連する各種資料や情報の提供 男女平等に関する各種資料や情報を提供します。	市民局
	男女共同参画都市宣言 <b>今後検討</b> 男女共同参画に向けての市の体制を明確に位置付け、市民や市職員への意識啓発を行います。	市民局
3 広報誌の発行と内容の充実	男女共同参画社会情報誌「You&Me～夢」の発行と内容の充実 市内全戸に配布し、情報を提供することを通じて市民の意識啓発をすすめます。	市民局
	インターネット等メディアを活用した広報 <b>今後検討</b> 男女共同参画の視点にたつて広報のあり方を検討し、インターネットを活用して情報を提供します。	市民局

基本的施策	推進事業	担当局
4 研修会、学習会の実施と内容の充実	男女共同参画に関する講座や研修の充実 セミナーや講座を開催し、男女共同参画社会について学ぶ機会を充実させます。	市民局
	子ども会議の実施 児童生徒自らが、いじめ等の問題解決のために話しあい行動を起こすきっかけづくりの場を設けます。	教育委員会

## 施策の方向2 男女平等教育の推進

家庭や学校における教育は、子どもの意識や考え方に大きな影響を及ぼします。そこで、性別にとらわれず一人ひとりの子どもの個性を大切にする教育の実現をめざします。社会に出た後も男女共同参画の意識を高め個人が能力を発揮できるように、生涯学習環境を充実させていきます。

基本的施策	推進事業	担当局
1 家庭教育への取組み	家庭教育に関するパンフレット等の配布 文部科学省が作成した家庭教育手帳を配布し、子育てを支援します。	教育委員会
	家庭教育や子育てのセミナーの実施 親を対象にした教育学級や、子育て中の親が交流する機会を設けます。	教育委員会
2 学校教育での取組み	男女平等の視点からの生活指導・進路指導 市内全中学校の生徒全員及び参加希望の保護者に対し、地域で活躍している方、その道一筋で長年努力し成功された方々等を招き講演会を実施し、生徒の将来の夢や希望を育み、進路意識の啓発・高揚を図ります。 また、高等看護学院の学生を対象に、男女平等の視点から指導・教育を行っています。	教育委員会 保健福祉局
	教職員の意識づくりと研修の充実 <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">今後検討</span> 教職員の人権意識の向上と、学校における人権教育の一環として男女平等教育の推進を図ります。	教育委員会
	障害児教育や特殊学級への支援 障害のある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じた指導や支援を通して、自立する人間の育成をめざします。	教育委員会
3 男女共同参画の視点にたった生涯学習の推進	生涯学習環境の整備 (仮称)生涯学習推進計画に基づき、関連施設をはじめとする生涯学習環境の整備を図ります。	教育委員会

基本的施策	推進事業	担当局
3 男女共同参画の 視点にたった生涯 学習の推進	男女共同参画の視点にたった講座の企画・運営 男女共同参画の視点にたち、市民の性差意識についての啓発、男女共同参画社会への理解を深めるための講座の企画・運営に取り組みます。	教育委員会
	学習グループの支援 男女共同参画に関連した学習グループに対して、情報や活動場所の提供等の支援を行います。	市民局 教育委員会
	高齢者大学の充実 生きがい活動の一環として、学習意欲のある高齢者に学習機会を提供し、交流や社会参加を促進します。	保健福祉局
	障害のある人びとの学習活動への援助 障害のある児童とない児童との交流事業や、聴覚障害者のための社会教育講座を実施し、障害のある人びとの生涯学習要求に応えるとともに、自立を支援します。	教育委員会

施策の方向3

メディアにおける女性・子どもの人権の尊重

メディアにおける、女性や子どもの人権を侵害するような性的商品化や暴力表現に対し、人権擁護と男女共同参画の視点から、表現の見直しやガイドライン作成をすすめます。また、市民がメディアの情報を読み解く力や活用する力をつけることを支援していきます。

基本的施策	推進事業	担当局
1 人権尊重と 男女共同参画の 視点にたった 表現の浸透	メディアの表現方法についての点検、調査・研究 <b>今後検討</b> メディアにおける性的商品化や暴力表現を含む性差別表現の是正のため、メディアの性差別表現を調査・研究します。	市民局
	人権尊重・男女共同参画の視点からの広報・出版物の見直し、ガイドライン作成 <b>実施予定</b> 性差別と考えられる表現をしないよう、男女共同参画の視点からガイドラインを作成し、広報・出版物の見直しに取り組みます。	市民局
	図書館資料情報の提供 図書館の持つ情報発信地としての役割を生かし、市民の学習活動を支援します。	教育委員会
	メディア・リテラシー* 向上のための広報、啓発 男女共同参画の視点からメディアの情報を読み解き活用する能力を養うため、広報・啓発活動を行います。	市民局

\*メディア・リテラシー

一般にリテラシーとは読み書き能力、識字と訳され、メディア・リテラシーは、メディア内容を読解・活用する能力とメディアを使って表現する能力をさし、メディア教育に関連して用いられます。

目標

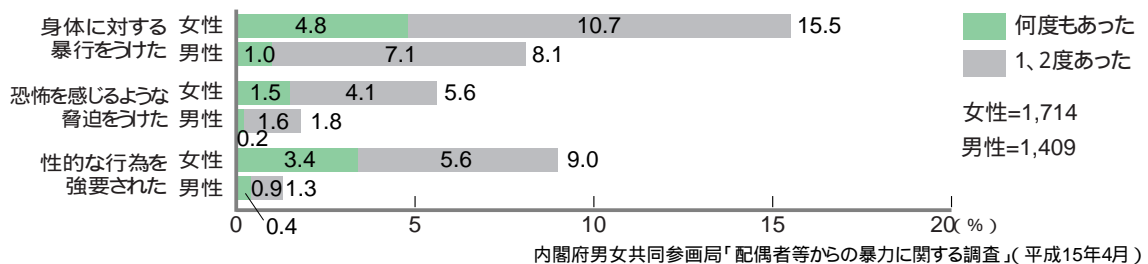
# 女性に対する暴力のないまちづくり

## 【現状と課題】

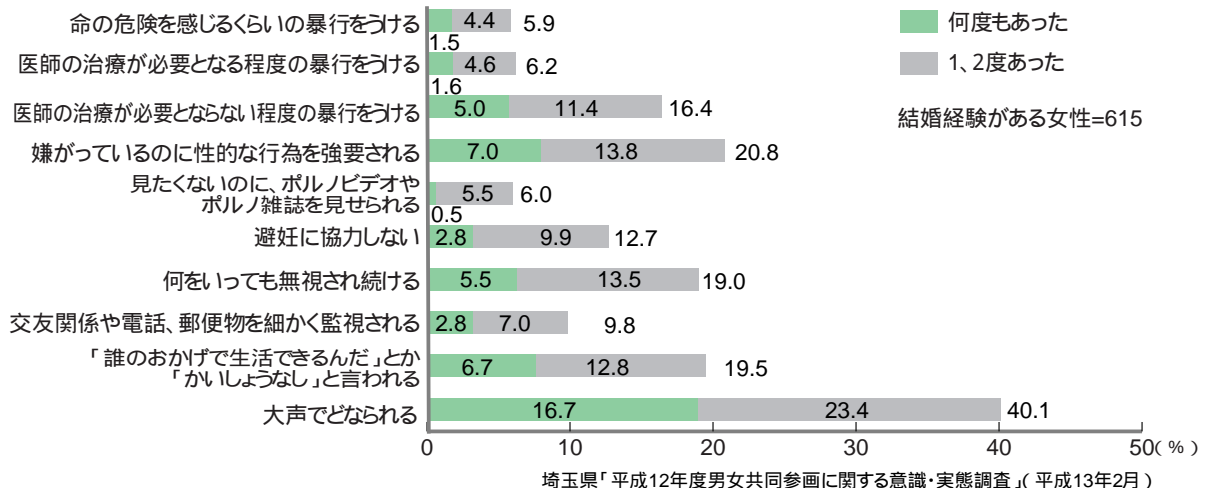
女性に対する暴力は、男女間の経済的・社会的不平等を背景としており、尊厳を傷つけ、人権を大きく侵害する問題です。内閣府男女共同参画局による調査では、配偶者や恋人からの被害経験をたずねたところ、身体的暴行があったと回答した女性は15.5%、男性は8.1%でした。女性の約6人に1人が身体的暴行を受けていることになります。心理的脅迫、性的強要は女性でそれぞれ5.6%、9.0%でした(図表2)。埼玉県による調査では、結婚経験がある女性のうち、「命の危険を感じるくらいの暴行を受ける」と回答した人は5.9%でした。約17人に1人の妻が、命の危険を感じるくらいの暴行を受けた経験があることになります(図表3)。

女性に対する暴力の根絶のために、人権尊重の視点から、性を理解し尊重する意識の啓発や情報提供が必要です。また、被害を受けた女性に対する相談や自立支援体制をさらに充実させていくことが大切です。

図表2 配偶者からの被害経験(全国)



図表3 夫から暴力を受けた経験の有無(埼玉県)





## 【施策の方向と具体的な取組み】

### 施策の方向 1 性の尊重と暴力の根絶

女性に対する暴力は人権侵害であることの意識啓発をすすめ、あらゆる暴力を根絶するために、人権意識の高揚や情報提供に取り組めます。女性に対する暴力は、児童虐待を伴う場合もあり、児童虐待も含め暴力の被害を未然に防ぐための対策をすすめます。

基本的施策	推進事業	担当局
<b>重点</b> <b>1</b> 性を理解し 尊重する意識啓発・ 情報提供	女性に対する暴力に関する情報提供 <b>実施予定</b> さいたま市男女共同参画推進センター等で、国際的な取組み、国・県における調査結果や資料、相談機関に関する情報を提供していきます。	市民局
	女性に対する暴力に関するパンフレットの作成や <b>実施予定</b> 講座の実施 市報や情報誌等での特集記事の掲載、セミナーや講座の開催に取り組めます。	市民局
	DV防止法の啓発 <b>実施予定</b> わかりやすい形でDV防止法の内容の周知を図ります。特に、被害者の保護に関しての周知を図ります。	市民局
<b>2</b> 女性に対する暴力、 児童虐待防止への 調査・対策	女性に対する暴力に関する実態調査 <b>実施予定</b> 男女共同参画に関する市民意識調査の中で、被害者の実態を調査していきます。	市民局
	ふれあい親子支援事業の充実 子育てに関する悩みを持つ親同士が話しあい、不安を解決できるよう育児支援を行います。	保健福祉局
	子どものこころの健康相談の充実 こころの問題を抱える子どもや保護者、子どもにかかわる関係職種に対し、精神科医師・心理士・保健師による個別相談や研修会等を実施します。	保健福祉局
	関係機関との連携(さいたま市子ども虐待ハイリスク妊産婦地域支援事業) 産科医療機関と保健所の連携をすすめ、妊娠・出産の早期から保健師による家庭訪問や相談等の育児支援を実施します。	保健福祉局
女性に対する暴力に取り組む団体への支援 <b>実施予定</b> 団体の運営するシェルターに対し、財政的な援助を行います。	市民局	
<b>3</b> 性犯罪防止・ 再発防止措置の 実施	性犯罪防止のための啓発 <b>今後検討</b> 性犯罪は、被害者である女性や子どもの人権を大きく侵害するものであるという認識を深めていきます。	市民局
	加害者に向けた相談・教育・啓発事業 <b>今後検討</b> 加害者の暴力がエスカレートしないよう、再発防止のための相談事業に取り組めます。	市民局

施策の方向2 セクシュアル・ハラスメント防止の徹底

啓発用パンフレットの作成や情報提供を通じて、セクシュアル・ハラスメントを防止するための環境づくりをすすめます。事業者や団体に対して講座の開催やビデオの貸出等を行い、民間への取組みをすすめます。

基本的施策	推進事業	担当局
1 セクシュアル・ハラスメントの防止に対する理解と対策の充実	セクシュアル・ハラスメント防止に関する意識啓発リーフレット等の配布・労働学院*の開催により、セクシュアル・ハラスメント防止についての意識啓発を行います。	環境経済局
	市職員への啓発 職員に対し、セクシュアル・ハラスメント防止に関する意識啓発を行います。また、各学校に啓発通知を配布し、啓発ビデオの貸出しを行います。	総務局 教育委員会
	セクシュアル・ハラスメント防止のためのマニュアル作成 セクシュアル・ハラスメント防止のための、職員向けマニュアルを作成します。また、「さいたま市立学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱」を制定します。	総務局 教育委員会
2 事業者・団体での取組みへの支援	セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮の周知 セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮の周知を行います。リーフレット等の配布や労働学院の開催に取り組みます。	環境経済局
	セクシュアル・ハラスメント防止に関するビデオの貸出し 啓発ビデオを貸し出し、セクシュアル・ハラスメント防止に対する意識の啓発を図ります。	市民局

\* 労働学院

労働問題及び社会問題に対する正しい理解と認識を深め、勤労者の福祉の向上及び健全な労使関係の確立を図る目的で、埼玉県中央労働商工センターとの共催により、市内在住・在勤の勤労者や事業主等を対象に講座を実施しています。

施策の方向3

被害者に対する相談・支援体制の整備・充実

性暴力や家庭内での暴力の被害者のなかには、悩みを相談することをためらう人もおり、問題が表面化しにくい傾向があります。被害者が相談しやすい体制を整えるとともに、関係機関との連携をすすめ、社会復帰や生活支援を充実させていきます。

基本的施策	推進事業	担当局
<b>重点</b> <b>1</b> 被害者への相談・支援体制の整備・充実	相談事業、カウンセリング対策の充実 女性相談、法律相談、人権擁護委員による相談等を実施します。	総務局 市民局
	被害者女性の相談に携わる職員の研修 <b>実施予定</b> 相談に携わる職員に対し、DV防止法等関連法令や関連施設の情報について研修を行います。	市民局
	被害者の社会復帰や生活支援の充実 生活保護の必要がある被害者に対して、その困窮の程度に応じて、必要な保護を行い、その生活を保障するとともに自立を助長します。	保健福祉局 福祉事務所
	母子緊急一時保護事業の充実 緊急に保護を希望する母子に必要な保護を行います。	保健福祉局
<b>重点</b> <b>2</b> 関係機関とのネットワークの確立	関係機関のネットワーク確立 <b>実施予定</b> さいたま市ドメスティック・バイオレンス対策関係連携会議において庁内の連携を強化するとともに、県婦人相談センターや警察との連携を図ります。	市民局
	相談ネットワークの確立 <b>実施予定</b> さいたま市男女共同参画推進センターでの相談事業の充実を図るとともに、区役所で相談窓口を開設します。	市民局
	児童虐待防止ネットワークへの協力と支援 関係機関・関係者の中で、虐待の防止から早期発見、早期対応が図れる連携体制を確立し、よりよい対策が検討できる体制づくりに取り組みます。	保健福祉局

目標

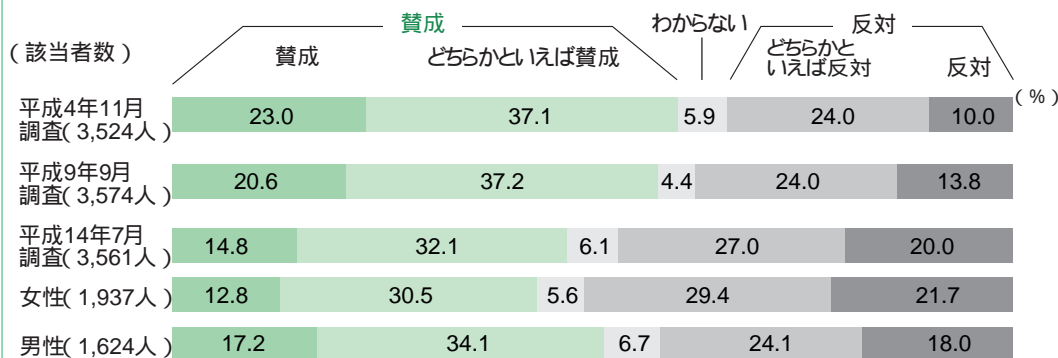
# 社会における制度や慣行を見直し、 多様な生き方ができるまちづくり

## 【現状と課題】

内閣府の「男女共同参画社会に関する世論調査」によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に賛成している人は減少しており、平成14（2002）年実施の調査では、男性では約4割が反対、女性では反対が賛成を上回って約5割となりました（図表4）。

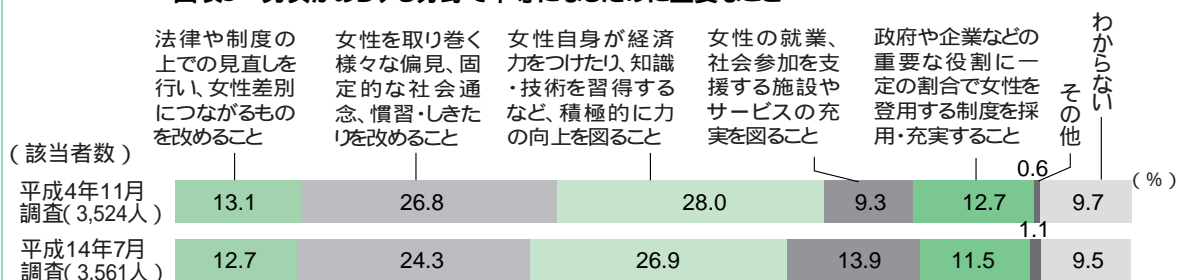
一方で、固定的な性別役割分担意識は根強く残っており、男女の不平等感があるのも現状です。男女があらゆる分野で平等になるために重要なことでは、「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること」とほぼ同じ割合で、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりを改めること」と答えた人も多くいます（図表5）。個人が性別にとらわれず、持てる能力を十分発揮できるように、男女共同参画に関する周知とジェンダー\*に敏感な視点の浸透に向け、積極的に働きかけていく必要があります。

図表4 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」平成14年7月

図表5 男女があらゆる分野で平等になるために重要なこと



内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」平成14年7月

## 【施策の方向と具体的な取組み】

### 施策の方向 1 職場・学校・地域・家庭における慣行の見直し

日常的な場面から、性別による固定的な役割分担の見直しをすすめます。男女がともに地域や家庭生活に参画し、対等に意思決定に参画できる環境づくりに向けて、意識啓発や情報提供に取り組んでいきます。

基本的施策	推進事業	担当局
1 性別による 固定的な役割分担 意識に縛られない 意識の啓発	男女共同参画の視点からの慣習の見直しの啓発 <b>実施予定</b> 固定的な性別役割分担意識の見直しについて、情報誌等を利用して啓発活動を行います。	市民局
	男女の固定的な役割分担を見直す講座等の開催 男女共同参画の視点を取り入れた講座等を開催します。	市民局
	市職員に対する男女平等研修の実施 市職員に対して、男女の固定的な役割分担意識を是正していきます。	市民局

#### \*ジェンダー

社会的・文化的に形成された性別をジェンダーと表現します。生物学的な性別であるセックス(Sex)とは区別して用います。ジェンダーに敏感な視点とは、ジェンダーに気づき、それを是正しようとする視点のことをいいます。

施策の方向2 広報・啓発活動の推進

豊かな経験や知識を持った市民が、その能力を活かして地域で活動できるよう、さいたま市男女共同参画推進センターや公民館等の施設を拠点に情報提供・リーダーの育成・講座開催等に取り組みます。男女がともに地域の中での生活について考え、参加できるまちづくりをめざします。

基本的施策	推進事業	担当局
1 広報誌等による 情報提供	市報の活用、情報誌の充実 市報・情報誌を全戸配布し、男女共同参画について広く情報提供していきます。市報では、さまざまな人権問題についても掲載していきます。	市民局 総務局
	情報資料の収集と提供 男女共同参画推進センターで男女平等に関する資料、出版物、ビデオ等の収集をし、提供していきます。	市民局
2 公民館活動、 PTA活動等による 推進・啓発	公民館でのリーダー育成、市民コミュニティづくり等事業の充実 市民参画型の事業をめざして企画委員を市民からの公募とし、セミナーの運営をすすめます。	教育委員会
	公民館での託児の実施 子育て中の女性も公民館での講座や学習活動に参加できるよう託児を実施します。	教育委員会
	PTA活動における男女共同参画の促進 PTA活動における男女共同参画を促進するため、父親の参加をすすめる啓発活動等に取り組みます。	教育委員会

### 施策の方向3

## 男女共同参画に関する法制度の周知

男女共同参画社会実現のためには、市民一人ひとりの理解と意識づくりが大切です。男女共同参画社会基本法や関連する法制度の周知に取り組むとともに、男女共同参画推進団体に対しては支援を行うなど、市民との協働をすすめます。また、さいたま市男女共同参画推進センターを活用して、情報提供や学習会等の内容を充実させていきます。

基本的施策	推進事業	担当局
1 男女共同参画 関係法令の周知	男女共同参画社会基本法の周知 <b>実施予定</b> さいたま市男女共同参画のまちづくり条例は男女共同参画社会基本法をふまえているため、同法を周知します。	市民局
	さいたま市男女共同参画のまちづくり条例の周知 市報・情報誌等で、市民・事業者・市の協働でつくる、男女共同参画のまちづくりについて周知します。	市民局
2 法的知識の啓発、 学習会・研修会の 開催	市職員研修の充実 市職員に向け、講座や研修により男女共同参画に関する意識啓発に取り組みます。	市民局
	男女共同参画に関する外部研修への派遣 国、地方団体等が行う男女共同参画に関する会議・研修に積極的に参加し、情報の収集を図ります。	市民局
	男女共同参画に関する法令の啓発 <b>実施予定</b> 男女雇用機会均等法等男女共同参画に関する法令の概要を周知します。	市民局
	男女共同参画推進センターを活用した学習機会の提供 <b>実施予定</b> 人権を守るための法や制度についての学習機会を提供します。	市民局
3 男女共同参画 推進団体等の 取組みへの支援	男女共同参画会議への積極的参加のための情報提供 男女共同推進団体への情報提供を行います。	市民局
	男女共同参画による地域イベントの支援 男女共生を推進する団体の協議会が企画・運営するフェスタを開催することを支援します。	市民局

目標

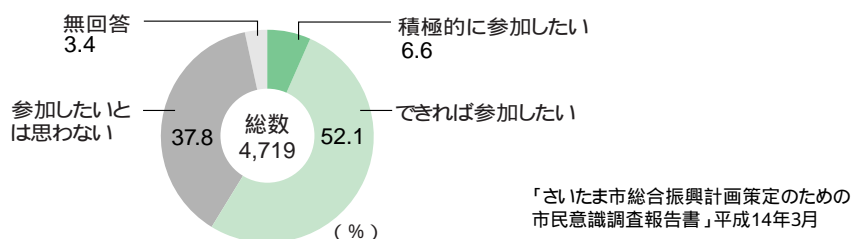
# 政策・方針決定過程への男女共同参画をすすめるまちづくり

## 【現状と課題】

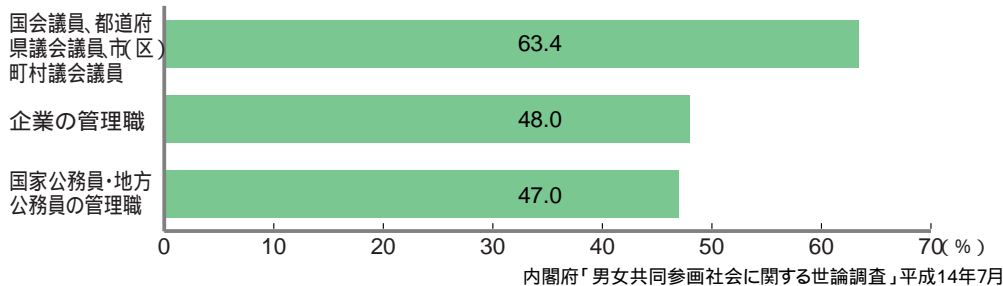
男女共同参画社会の実現のためには、男女がともに社会の担い手として活躍することが必要です。「市民意識調査」では、半数以上の市民が市政への参加意向を示しています(図表6)。また、「内閣府世論調査」では、政策・方針決定にかかわる役職で女性が増える方がよいと思うものとして、国会や地方議会の議員、企業や公務員の管理職等が挙げられています(図表7)。

これに対し、さいたま市の行政委員会及び執行機関の附属機関等では、女性の参画が充分とはいえない現状です(図表8)。性別にかかわらず政策・方針決定の場に参画し意見が反映されるために、女性のあらゆる分野・場面での参画を積極的にすすめる必要があります。また、市民が積極的に市政や地域活動に参画できるよう支援していきます。

図表6 市政への参加意向



図表7 政策・方針決定にかかわる役職で女性が増える方がよいと思うもの(上位3位)



図表8 さいたま市の審議会等における女性委員の割合(平成14年4月現在)

	委員総数	女性委員数	比率 (%)
行政委員会	100	4	4.0
附属機関等	1,230	294	23.9
計	1,330	298	22.4

資料:さいたま市



## 【施策の方向と具体的な取組み】

### 施策の方向 1 女性の積極的登用による参画促進

女性登用率の目標値を具体的に定めて審議会等委員の女性の登用を促進したり、行政の女性職員を管理職へ積極的に登用したりするなど、女性の政策・方針決定の場への参画を促します。また、企業や団体に対して、女性の能力活用について積極的に働きかけていきます。

基本的施策	推進事業	担当局
1 行政・審議会等への 女性の積極的登用	審議会等委員の女性の登用促進( 35% ) 男女が対等なパートナーとして方針等の決定に参画できるようにしていきます。	全局区
	市の女性職員の管理職への登用促進 性別にかかわらず職員が能力を最大限に発揮できる組織をつくっていきます。	総務局 教育委員会
	市の女性職員の職域拡大 女性があらゆる分野で能力を発揮できるようにします。	総務局 教育委員会
	審議会等委員の市民公募の実施 協議会や審議会等の委員を市民公募し、市政への参画情報・参画機会を提供します。	全局区
2 団体での女性の 登用促進	自治会等地域団体の活動における女性の積極的参画と女性役職者の登用についての働きかけ 自治会等地域団体の活動に女性も積極的に参画できるよう、また女性役職者の登用について自主的に取り組むよう働きかけます。	市民局 政策企画部

施策の方向2 政策・方針決定過程の透明性の確保

市民一人ひとりが、市政に関心を持ち参画できる環境づくりをめざします。市政に関する情報公開をすすめて、透明性・信頼性を高めるとともに、広報等を通じて市民の市政への関心を高めていきます。また、パブリック・コメント等を充実して市民の意見を求め、協働でまちづくりに取り組んでいきます。

基本的施策	推進事業	担当局
1 情報公開制度の 周知・的確な運用	インターネットによる的確な情報提供 市の事業に対する理解を深め、市民とのコミュニティづくりをすすめます。	全局区
	行政評価システムの推進 市の政策・施策や事務事業について計画をたてて実行し、その成果を評価してつぎの計画に反映させていくシステムを確立します。	総務局
	情報公開の推進 市の保有する行政情報を市民の請求に応じて公開するとともに、市政に関する情報の提供も行っていきます。	総務局
2 市民意識の向上	男女共同参画をすすめるための広報活動 情報誌、市報、ホームページに男女共同参画に関する情報を掲載し、市民・事業者・市の協働による男女共同参画のまちづくりをすすめます。	市民局
	啓発セミナーの実施 啓発セミナーを実施し、男女平等意識を啓発することにより、男女の家庭生活や地域社会への参画を促進します。	市民局
	関係団体への働きかけ 男女共生推進団体へ情報提供を行い、活動を支援していきます。	市民局
	政治や選挙に関する意識・関心の高揚 地域行事等の啓発活動を通じて、市民一人ひとりの政治意識を高め、投票参加を促進する啓発を行います。	選挙管理委員会
3 市民意見の反映	パブリック・コメント制度*の活用 市の基本的な政策等の策定をする場合は、その形成過程における情報を公表し、さらに公表した情報に関して提出された市民等の意見、意見に対する市の考え方及び成果物等を公表します。	全局区
	区民会議 区のまちづくりのための活動や提案された諸課題について協議及び政策提言を行い、区民と行政の協働によるまちづくりをめざします。	区役所
	男女共同参画推進協議会との連携 男女共同参画推進協議会と連携し、各委員の経験と知識を出しあってもらい、施策に反映させていきます。	市民局
	市民スタッフ制度の充実 さいたま市男女共同参画推進センターの事業検討委員から、情報誌やセミナーの内容について意見を求めていきます。	市民局

施策の方向3 男女共同参画に向けた人材発掘と育成

行政や地域活動への市民の参画を促進するためには、一人ひとりが自らの意識と能力を高めていくことが必要です。男女共同参画社会の実現をめざして活躍できる人材の発掘や育成に積極的に取り組み、市民が活動の場を広げていくための支援をしていきます。

基本的施策	推進事業	担当局
1 男女共同参画の 実現をめざす 人材の発掘、育成	人材リストの作成と活用 市内で活躍している女性の人材情報を収集して「女性人材リスト」を作成し、庁内各課で審議会等委員の選出や研修会等講師の選定に活用します。	市民局
	人材育成講座の実施 男女共同参画推進センターと、女・男 <sup>ひと</sup> プラザで男女共同参画への理解を深めるための各種講座を開催します。	市民局
	男女共同参画推進団体のネットワーク化 男女共同参画を目的として市内で活躍する団体に公募により登録してもらい、名簿を作成し交流に役立てていきます。	市民局
2 男女共同参画 リーダーの育成	男女共同参画リーダーの育成 <b>実施予定</b> 男女共同参画推進センターにおいて、講座等を通じ研修会等の講師として活躍できる人材を育成します。	市民局
	社会教育活動でのリーダーの育成 市内青少年関係団体と連携して、地域活動における指導者を育成します。	市民局
	女性農業者リーダーの育成 さいたま市女性農業者連絡会で各種研修を開催します。また、会員には他団体主催の研修会への参加を促します。	環境経済局
	地域活動へのシルバーリーダーの参加促進 豊富な経験・知識を有する高齢者の個性を活かして、講座やサークル活動等において指導的な立場で活動できる機会を提供します。	保健福祉局

\*パブリック・コメント制度

市民・事業者等の多様な価値観を市の政策等に反映する機会を確保し、政策形成過程における一層の透明化を図るための制度です。

目標

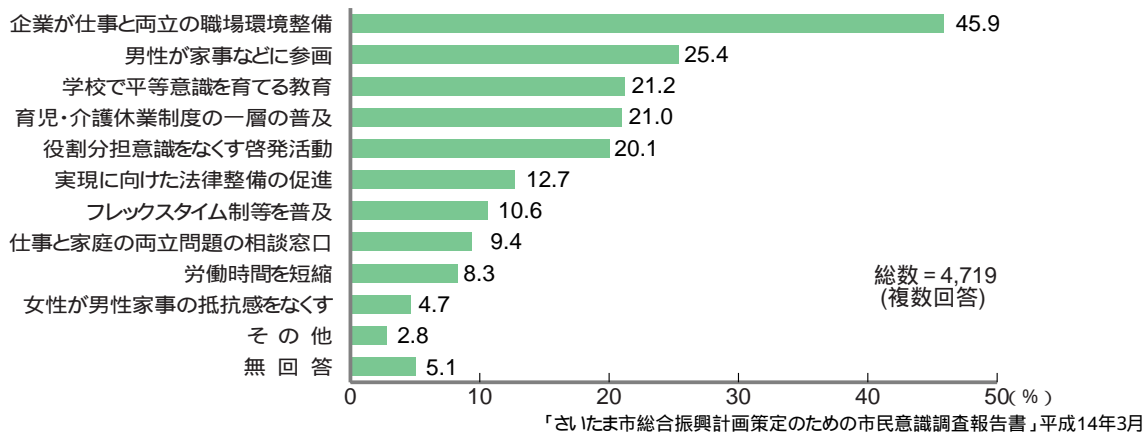
# 家庭生活・社会生活への男女共同参画と 両立を支援するまちづくり

## 【現状と課題】

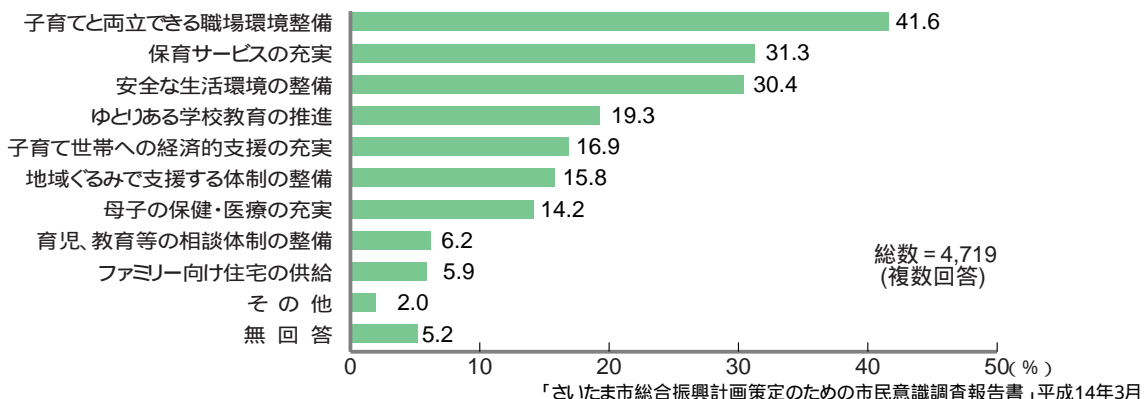
誰もが職場でも家庭でも責任を持って参画できる環境の整備は、男女共同参画社会の実現に重要な課題です。しかし、仕事が忙しく家庭での時間が充分とれないため、家庭生活と仕事を両立できず仕事を辞めざるを得ない現状があります。「市民意識調査」では、男女共同参画社会づくりのために必要な取組みとして、最も多かったのが、「企業が仕事と両立の職場環境整備」という意見でした(図表9)。また、子育ての地域づくりのための施策についてたずねた調査でも、最も多くの方が「子育てと両立できる職場環境整備」と回答しています(図表10)。

男女共同参画社会の実現のためには、個人や家庭だけではなく、事業所や地域社会の理解と協力が必要です。事業者や地域社会で男女共同参画社会への理解を得て、仕事と家庭生活を両立し、個人がその能力を発揮できるような環境づくりを、協働で行っていくことが求められています。

図表9 男女共同参画社会づくりのために必要な取組み



図表10 子育ての地域づくりのための施策



## 【施策の方向と具体的な取組み】

### 施策の方向 1 家庭・地域において男女がともに責任を担える環境整備

家庭生活や地域活動での男女共同参画を推進していくためには、市民一人ひとりの自覚と積極的な参画が大切です。広報やセミナー等を通じて意識啓発や情報提供をすすめます。また、市民と協働の取組みや事業の充実を図ります。

基本的施策	推進事業	担当局
1 家庭・地域における意識の啓発	ILO家族的責任条約*の周知 <b>実施予定</b> 家族的な責任を男女が共に担うことへの理解を深めるために、本条約の概要を周知します。	市民局
	男性の家事参画を促進する講座の開催 男性を対象とした家事・育児・介護等に参画するための講座を開催します。固定的な役割分担を男女平等の視点から見直し、共に協力できる社会をめざします。	市民局
	自治会等地域活動への男女共同参画促進 <b>今後検討</b> 自治会等地域活動団体における男女共同参画を促進するため、意識啓発セミナーを行います。	市民局
	消費者自立育成のための啓発活動 消費者が、事業者と対等の立場で売買契約等ができるように啓発活動を行います。	市民局
2 育児・介護等学習機会や情報の提供	母親・父親学級の充実 初めて母親・父親になる市民が、出産・育児等について情報交換し、安心して育児ができるよう保健センターで実習等を行います。	保健福祉局
	子育て教室の充実 児童センター・保健センターにおいて、子育てに関するさまざまな教室を開催しています。	保健福祉局
	介護者教室の充実 高齢者を介護している家族や周囲の救助者を対象に、介護についての情報を提供していきます。	保健福祉局
	介護保険や福祉サービスに関する情報提供 介護保険制度全般に関する内容や福祉サービス全般に関する情報を提供します。	保健福祉局

\*ILO家族的責任条約(156号)

「男女労働者、特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」のことです。昭和56(1981)年にILO(国際労働機関)総会で採択され、日本は平成7(1995)年6月に批准しました。この条約では、家事・育児・介護等の責任は男女が平等に分担すべきであり、その家族的責任を担うことによって職業上差別されることがあってはならないという考え方を示しています。

基本的施策	推進事業	担当局
<b>2</b> 育児・介護等 学習機会や情報の 提供	保育所に関する情報提供 インターネット、市報、市のガイドブック等により、情報提供を行います。	保健福祉局
	子育てガイドブック等の作成・配布 ( 仮称 )さいたま市子育て支援ガイドブック、さいたま市保健事業案内 及び外国語版さいたま市保健事業案内( 子育てガイドブック・5ヶ国語 ) を作成、配布します。	保健福祉局
<b>3</b> 若い世代や 高齢者の 社会参画の促進	( 仮称 )さいたま子どもフォーラムの開催 <b>今後検討</b> 子どもたちの自由な発表の場をつくり、子どもの意見を聴取して今後の 施策に反映させていきます。	保健福祉局
	中学生社会体験事業の推進 学区内の事業所において、中学生の社会体験活動や社会福祉活動 を行います。	教育委員会
	生きがい活動事業の充実 高齢者の社会参加を促進する事業を実施し、高齢者の健康と生きが いづくりを支援します。	保健福祉局 教育委員会
	世代間交流事業の充実 高齢者と子どもとの交流に取り組む団体に、補助金を交付します。	保健福祉局
	ボランティア養成講座の充実 さいたま市社会福祉協議会と連携して、子どもたちに福祉体験学習を 行います。	市民局 保健福祉局
<b>4</b> 市民と市が 協働して取り組む 環境保全の促進	環境学習の拠点機能整備 <b>実施予定</b> 環境学習機能と情報収集・提供機能を持ち、民間団体等の活動及び 交流拠点となりうるよう、拠点機能整備とネットワーク化をすすめます。	環境経済局
	環境保全活動指導者の育成 <b>実施予定</b> 学校、教育委員会、公民館、地域の住民組織との連携のもと、地域の 環境保全の核となる人材を育成し、学校や地域での環境学習や環境 保全活動を協働ですすめます。	環境経済局
	市民参加型環境イベントの充実によるパートナーシップの構築 環境保全活動のパートナーシップの構築に向けて、環境フォーラム等 のイベントをはじめ、環境関連の計画策定、ルールづくり、事業、管理な ど様々な段階で機会あるごとに、市民や事業者が自主的にかかわる手 法を検討していきます。	環境経済局
	環境学習の推進 市民や子どもに対し、環境問題についての理解と認識を深めてもらう ため、こどもエコクラブへの支援等の各種環境学習事業を実施します。	環境経済局
	環境啓発の推進 環境問題についての理解と関心を喚起するため、情報提供、看板の掲 出、ポスターの掲示、イベントの開催等に取り組みます。	環境経済局
	( 仮称 )地球温暖化防止市民会議の設置 <b>実施予定</b> 市民、事業者、市が参加して相互に連携し、地球温暖化対策をパート ナーシップによりすすめます。	環境経済局
	環境基本計画の進行管理 <b>実施予定</b> 市民、事業者、市のパートナーシップにより進行管理し、毎年の取組み と成果を環境フォーラムや年次報告書で公表します。	環境経済局

基本的施策	推進事業	担当局
5 だれもが安全で 快適に暮らせる まちづくり	市内公的施設でのバリアフリー*化の促進 <b>実施予定</b> 歩行空間の安全のため、駅・公共施設周辺の歩道のバリアフリー化をすすめます。	建設局
	さいたま市交通バリアフリー全体構想の策定 特定の旅客施設を中心に重点的整備地区及び特定経路を定め、バリアフリー化のための基本構想を策定し、関係機関等に整備促進を促します。	都市局
	女性消防隊の活動促進 市内に居住する満20歳以上の女性で組織され、一般家庭からの出火を防止するため火災予防思想の普及高揚を図り、消防機関と協調し火災その他の災害による被害の防止及び軽減を図ります。	消防局
	自主防災活動の推進 地域住民が男女を問わず防災に協力し、安心なまちづくりに取り組むことをめざします。	総務局

施策の方向2

多様な子育てや介護を地域で支えあう仕組みづくり

男女がともに子育てを担えるよう、多様なニーズに応じた保育サービスを拡充し、子育ての支援体制の整備・充実に努めます。人材育成や団体のネットワーク化やボランティア登録制度等、子育てや介護を地域で支えあう仕組みづくりを推進します。

基本的施策	推進事業	担当局
1 保育施設等の 整備・充実	延長保育・一時保育・休日保育の拡充 就労形態・生活様式の多様化によって発生している市民の個々の保育ニーズに応えることをめざします。	保健福祉局
	低年齢児童保育の拡充と病児保育の実施 0歳児の保育を充実させるなど、さまざまな市民の保育ニーズに対応できるようにします。	保健福祉局
	ナーサリールーム*(さいたま市認定保育室)の実施 認可外保育施設のうち、市の基準を満たした保育施設を市が認定し委託することにより、待機児童の解消をめざします。	保健福祉局

\*バリアフリー

バリアフリーとは、バリア(障壁)をフリー(解消)にすることで、高齢者や障害者等が生活しやすい環境を整備しようという考えです。バリアには段差等の具体的な障壁だけでなく、制度や差別意識等の幅広い概念を含みます。バリアフリーは、それらを含む生活全般に関連して考慮すべきであるとされています。

\*ナーサリールーム(さいたま市認定保育室)

認可外保育施設のうち、市の定めた一定の基準を満たし、市から認定・委託される保育施設のことです。保育に欠けると認められた就学前までの児童を良好な環境で保育することを目的としています。

基本的施策	推進事業	担当局
<b>1</b> 保育施設等の整備・充実	放課後児童クラブの充実 公設・民設いずれの放課後児童クラブも整備されていない未整備地区に整備をすすめ、また待機児童が多い小学校区については施設の増設等に取り組みます。	保健福祉局
	障害児保育の充実 日々通所が可能な障害児を全年齢対象として保育所で受け入れ、集団保育の中での成長・発達を促します。	保健福祉局
	送迎保育ステーションの実施 <b>今後検討</b> 駅前の便利な場所に設置し、保護者から保育所入所児童を預かり、バスによる保育所への送迎サービスを行います。	保健福祉局
	保育士への研修の充実 保育職員として必要な知識・技能・態度を学び、専門性を高めることをめざします。	保健福祉局
<b>2</b> ゆとりある子育て、介護への支援体制の整備	子育て相談の充実 家庭児童相談員を設置し、家庭における児童の福祉について相談業務を行います。	保健福祉局
	介護相談の充実 各区役所の高齢介護課に介護相談員を配置し、介護保険全般に関する相談の受付をします。	保健福祉局
	痴呆相談窓口の設置 痴呆症の高齢者を介護している家族に対して、専門の医師が個別の相談に応じます。	保健福祉局
	生活支援ショートステイの充実 養護老人ホーム等への短期入所により、基本的な生活習慣の確立を図り、自立を支援します。	保健福祉局
	レスパイトサービス*の実施 知的障害児(者)を一時的に施設で預かります。	保健福祉局
	市営住宅における子育て支援等福祉施設併設の検討 <b>今後検討</b> 市営住宅の整備や更新にあたり、保育所やデイサービスセンター等の福祉施設の併用を検討します。	建設局
	高齢者向け施設の整備促進 市内の待機者の解消を図るため、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の建設に対して補助を行います。	保健福祉局
	24時間受付窓口と緊急システムの連携 <b>実施予定</b> 緊急時にボタンひとつで緊急な通報や相談を受け付けるコールセンターを設置します。希望者には、お元気コールを定期的の実施します。	保健福祉局

\* レスパイトサービス

レスパイトは休息、息抜きの意味。在宅の知的障害児(者)を施設で預ることで、介護者を一時的に介護から解放し、日常の心身の疲れを回復できるようにします。



基本的施策	推進事業	担当局
3 子育て・介護を 地域で支えあう 環境の整備	子育てサークルへの支援 地域子育て支援センターにおいて、育児をする親同士の交流や情報交換を支援します。	保健福祉局
	子育て支援ネットワークの構築 <b>実施予定</b> 家庭や地域における育児力向上と子育て環境の整備のため、官民協働の支援ネットワークを構築します。	保健福祉局
	ファミリーサポートセンター*の充実 育児の援助を受けたい人と援助をしたい人が会員として登録し、アドバイザーが会員相互の援助活動を調整・実施しています。	保健福祉局
	障害児(者)の地域療育等の支援 障害児に対する早期診断・療育を行います。また、療育センターを設置します。	保健福祉局
	地域福祉情報コミュニティの構築 <b>今後検討</b> 地域住民や地区内で健康づくりや福祉活動を行う団体などの情報を発信・受信する基盤をインターネット上に整備します。	保健福祉局
	高齢者地域ケア・ネットワークの構築 地域健康福祉連絡会と在宅介護支援センターとの協力・連携体制を築き、要介護高齢者の地域生活・日常生活を支援する地域ケア・ネットワークを構築します。	保健福祉局

## \* ファミリーサポートセンター

就労と育児を両立させる目的で、平成6(1994)年から旧労働省が補助事業として実施している地域住民同士による相互互助のサービスです。預かる側の援助会員とサービス利用側の利用会員が共に登録し、サービスコーディネーターが組み合わせ、相互援助する仕組みです。

施策の方向3 仕事と家庭の両立に関する事業者への情報提供・啓発

仕事と育児・介護を両立するには、職場での理解と支援する取組みが重要です。事業所等に対して、働く男女が職場にも家庭にも参画がすすむよう、情報提供・意識啓発を行います。育児・介護休業制度の周知と取得の促進にも努めます。

基本的施策	推進事業	担当局
<b>重点</b> <b>1</b> <b>仕事と家庭生活が両立できる職場環境の促進</b>	仕事と育児・介護両立支援セミナー等の開催 女性に偏っていた育児・介護について負担を分かちあえるよう、セミナーを開催します。	市民局
	企業等への意識啓発 仕事と家庭が両立できる職場環境をめざして、リーフレット等の配布、労働学院での情報提供に取り組みます。	環境経済局
	労働法規等への理解の促進 労働法等に関する正しい理解と認識を深めるために、リーフレット等の配布、労働学院での情報提供に取り組みます。	環境経済局
	労働時間短縮・フレックスタイム制の導入への啓発 労働時間の短縮、フレックスタイム制の導入に関する啓発を行います。職員の時間外勤務を縮減して労働時間を短縮し、職員の健康増進と効率的な行政運営を図ります。	総務局
	リフレッシュ休暇やボランティア休暇の導入・促進 市職員にはリフレッシュ休暇やボランティア休暇が制度化されています。職員の取得を促進していきます。	総務局
<b>重点</b> <b>2</b> <b>育児休業・介護休業等への理解と取得の促進</b>	育児・介護休業制度の普及・啓発 事業主や従業員等の育児・介護休業法*に関する正しい知識と認識を深めるための普及・啓発活動に取り組みます。	総務局 環境経済局
	男性の育児・介護休業取得の促進 男性の育児・介護休業取得に関する意識啓発のため、リーフレット配布やポスター掲示に取り組みます。	環境経済局

\* 育児・介護休業法

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」をいいます。家族的責任を担う男女労働者に対する仕事と家庭の両立支援策を充実するため、平成3(1991)年に「育児休業等に関する法律」が成立、その後平成7(1995)年に一部改正され、介護休業制度が導入されました。全面的な休業制度の他、勤務時間短縮等の措置を事業主に義務づける規定が設けられています。平成14(2002)年4月からは、改正育児・介護休業法が施行されています。

目標

# 男女の経済的自立をすすめる働きやすいまちづくり

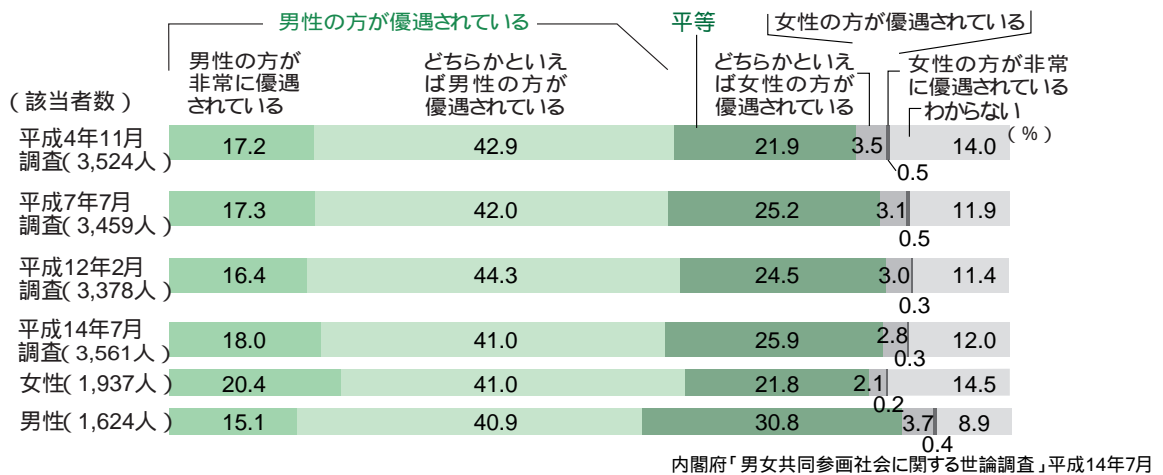
## 【現状と課題】

男女雇用機会均等法等雇用の分野における男女平等を確保するための法制度は整いつつあるものの、「内閣府世論調査」によると、職場での男女の地位については、女性の6割、男性の5割が「男性の方が優遇されている」と感じています(図表11)。

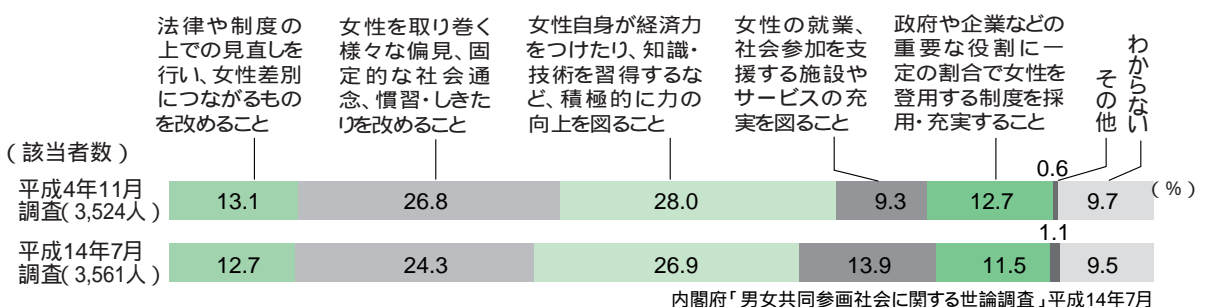
さらに、男女があらゆる分野で平等になるために重要なこととして、「女性自身の積極的な能力の向上」といった女性の努力と、「偏見や社会通念を改めること」といった社会全体の意識改革が高い割合で挙げられています。また、平成14(2002)年の調査では「女性の社会参加を支援すること」が平成4(1992)年調査に比べて増加しています(図表12)。

働く場における男女の不平等感は依然として残っていることから、男女平等の待遇をすすめるとともに、女性が能力を発揮できるさまざまな条件を整備して、男女がともに働きやすい環境づくりに向けた施策を展開する必要があります。

図表11 職場における男女の地位の平等感



図表12 男女があらゆる分野で平等になるために重要なこと



目標  
男女の経済的自立をすすめる働きやすいまちづくり

## 【施策の方向と具体的な取組み】

### 施策の方向 1 就業の場における男女均等待遇の促進

男女雇用機会均等法や労働基準法等の周知や男女平等に関するパンフレットの配布により、職場での男女平等意識の啓発を促進します。

また、これまで女性の参画が少ない分野において活動する機会を確保するために調査研究を行い、女性が働きやすい就業環境づくりの参考とします。

基本的施策	推進事業	担当局
<b>重点</b> <b>1</b> <b>男女雇用機会均等法の普及・啓発</b>	男女雇用機会均等法の普及・啓発 リーフレットの配布や労働学院の開催により、男女雇用機会均等法に関する正しい理解と認識を深めます。	環境経済局
	就業の場における男女平等意識の啓発 リーフレットを配布し、職場におけるの男女均等の意識啓発を図ります。	環境経済局
	企業向けパンフレットの配布 リーフレットを配布し、企業の事業主・人事担当・管理職の方を対象に、男女均等な採用選考の啓発を図ります。	環境経済局
<b>2</b> <b>積極的格差是正措置の具体化に向けた調査研究及び普及</b>	女性労働に関する資料の収集・提供 <b>今後検討</b> 男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の女性労働に関する資料を収集し、提供します。	市民局
	女性の働き方に関する調査研究 <b>今後検討</b> 働く女性の労働に関する意識調査を実施し、女性が働きやすい環境について研究します。	市民局
	ポジティブ・アクション(積極的格差是正措置)*の周知 リーフレットの配布や労働学院の開催により、企業の事業主・管理職の方を対象に、ポジティブ・アクションの周知を図ります。	環境経済局

\* ポジティブ・アクション(積極的格差是正措置)

男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し機会を提供することにより、実質的な機会均等の実現をめざす暫定的な特別措置。女子差別撤廃条約(第4条)で権利保障の措置とされています。

## 施策の方向2 安全で安心して働くことができる就労環境の整備

職場での固定的性別役割分担意識の見直しをすすめるとともに、心身の健康が保てる健康管理や相談機能を充実します。

また、高齢者、障害者、ひとり親家庭等、誰もが安全で安心して働くことができるよう支援を行います。

基本的施策	推進事業	担当局
<b>重点</b> <b>1</b> 職場での性差別撤廃に関する意識啓発	情報誌等による啓発 情報誌の発行やリーフレットを配布し、職場における性差別撤廃の意識啓発を図ります。	市民局 環境経済局
	職務・職場の固定的性別役割分担意識の見直し 職務・職場における性別による固定的な役割分担を見直します。	全局区
<b>重点</b> <b>2</b> 心身の健康が保てる就業環境の整備	女性相談の充実 職場において性差別やセクシュアル・ハラスメントを受けた女性に対する女性相談を充実します。	市民局
	妊産婦にかかわる特例の普及 労働学院を開催し、労働基準法における働く女性の妊娠・出産にかかわる特例の普及・啓発をすすめます。	環境経済局
	勤労者定期健康診断の実施 (財)埼玉県健康づくり事業団に依頼し、勤労者向けの定期健康診断を実施します。	環境経済局
<b>重点</b> <b>3</b> 就業継続のための労働条件の整備	働く女性のための講座等の開催 労働学院で、事業主・従業員等の労働法等に関する正しい理解と認識を深めるための講座等を開催します。	環境経済局
	女性の就業継続支援制度の普及・啓発 リーフレットの配布や労働学院の開催により、女性の就業継続支援制度の普及・啓発を図ります。	環境経済局
	パートタイム労働者等の労働条件整備の普及・啓発 リーフレットの配布、労働学院の開催やパートタイム労働ガイダンス等の案内により、パートタイム労働法等の普及・啓発を図ります。	環境経済局
<b>4</b> 高齢者・障害者・ひとり親家庭の生活安定と自立支援	相談事業の充実 高齢者・障害者・ひとり親家庭の自立支援に関する相談事業や人権問題全般に関する相談事業を充実します。	総務局 保健福祉局
	居住環境の整備 高齢者や障害者が安心して自立した生活を送るために、居住環境の整備を促進します。	保健福祉局
	高齢者の就職支援の充実 高齢者職業相談室を実施し、高齢者の就職を支援します。	環境経済局

目標  
男女の経済的自立をすすめる働きやすいまちづくり

基本的施策	推進事業	担当局
<p><b>4</b> 高齢者・障害者・ひとり親家庭の生活安定と自立支援</p>	<p>シルバー人材センターの充実 高齢者向けの地域社会に密着した仕事を組織的に把握し・提供する高年齢者の自主的団体であるシルバー人材センターの安定的な運営を確保するために支援します。</p>	<p>保健福祉局</p>
	<p>公的年金に関する情報提供 各区役所保険年金課窓口において、公的年金に関する相談業務を実施します。また、市報さいたま等を活用した公的年金の情報提供を図ります。</p>	<p>保健福祉局</p>
	<p>精神・知的障害者作業所の充実 さいたま市障害者計画に基づいて、障害者の職業訓練、授産活動及び生活指導等を行う通所施設の整備充実を図ります。</p>	<p>保健福祉局</p>
	<p>就労支援センターの設置 障害者の就労支援を行うための就労支援センターを設置します。</p>	<p>保健福祉局</p>
	<p>職親制度の実施 知的障害者を一定期間職親(更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人)に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。</p>	<p>保健福祉局</p>
	<p>ひとり親家庭介護人派遣制度の実施 ひとり親家庭の方が、一時的な病気や技能習得のための通学等で、日常生活に支障があるときに、介護人を派遣し家事や育児をお手伝いします。</p>	<p>保健福祉局</p>

### 施策の方向3 女性の経済的自立への支援

女性は出産・育児で就業を中断すると再就職することが難しいため、再就職を支援するための講座等を開催したり、就職情報や資料等を提供します。また、在宅勤務や起業等さまざまな働き方を支援し、女性の就労機会の拡大に取り組みます。

基本的施策	推進事業	担当局
<b>重点</b> <b>1</b> 再就職のための支援体制整備	再就職支援のための講座等の開催 再就職のための支援講座の開催、他機関で行われる再就職支援講座の周知、再就職支援等に関する情報・資料等の収集・提供を行います。	市民局
	再就職支援等に関する職業情報・資料等の提供 リーフレットを配布し、再就職支援に関する情報を提供します。	環境経済局
	パートタイム労働相談の実施 <b>実施予定</b> パートタイム労働を希望する未就業者等を対象に、働く心構え、法律、社会保障制度等、必要な情報を提供します。	市民局
<b>重点</b> <b>2</b> 多様な働き方への支援	起業家支援のための事務所賃料補助 市内に事務所を構えた創業2年以内の新規開業者に対して、事務所賃料の一部を補助します。	環境経済局
	公設インキュベーター*開設 <b>今後検討</b> 創業者向けのオフィスを開設し、低廉な家賃にて貸し出すとともに、マネージャー等を常駐させ、入居者に対して支援を行います。	環境経済局
	経済講演会の開催 市内中小企業を対象に、昨今の経済状況についての経済講演会を開催します。	環境経済局
	職業能力開発事業の推進 勤労女性福祉施設で職業実務講座を開催し、働く女性等の職業能力開発事業を推進します。	環境経済局

**\* インキュベーター**

元来はふ卵器の意味。起業家の「卵」に対し、これを支援・育成することによって新ビジネスを「ふ化」させ、地域経済の活性化に貢献する役割を持った機関をさします。

目標

## 男女が互いの性を理解・尊重し、生涯にわたり健康な生活を営むことができるまちづくり

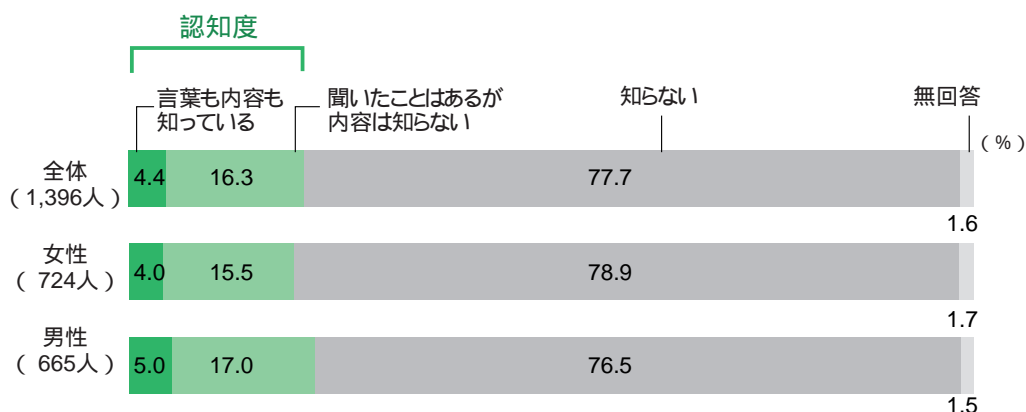
### 【現状と課題】

平成6(1994)年のカイロ国際会議において「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ<sup>\*</sup>(生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利)」という概念が提唱されました。これは、「いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活や安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つ権利などが含まれ」、全生涯における女性のこころとからだの健康を保障する考え方です。

「埼玉県意識・実態調査」によると、こうした考え方について「言葉も内容も知っている」は4%、「知らない」が80%近くになっています(図表13)。

このことから、性と生殖に関する健康と権利について啓発をすすめ、男女が互いの性を理解・尊重しあい、生涯を通じた健康づくりに取り組むことが必要です。特に、女性は、妊娠や出産の可能性があるため、男性とは異なる健康面に配慮した施策を展開する必要があります。

図表13 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の認知度



埼玉県「男女共同参画に関する意識・実態調査報告書」平成13年2月

<sup>\*</sup>リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

「女性の性と生殖に関する健康と権利」の確立にかかわる包括的な考え方。リプロダクティブ・ヘルスとは、女性の全生涯において、身体的、精神的、社会的に良好な健康状態であることをさし、リプロダクティブ・ライツは、女性自身の自らの意思で人生について選択できる自己決定権を尊重する考え方です。



## 【施策の方向と具体的な取組み】

### 施策の方向 1 男女が互いの性を理解・尊重するための啓発

母子保健指導や女性特有の疾病に関する検診の実施により、生涯を通じた健康支援に取り組めます。また、性に関する正しい知識の普及・啓発をすすめます。

基本的施策	推進事業	担当局
1 生涯を通じた健康支援のための指導と啓発	乳がん・子宮がん・骨粗しょう症等の検診の実施 健康診査・乳がん・子宮がんや骨粗しょう症の検診を実施します。	保健福祉局
	各種保健講座の開催 各区保健センターにおいて、各種保健講座を開催します。	保健福祉局
	健康診査のフォローアップ体制づくり 基本健康診査で「要指導」と判定された方に、継続的な健康教育を行い、生活習慣行動の改善支援や生活習慣病の予防を図ります。	保健福祉局
	妊婦の健康管理体制の充実 妊産婦の健康診査及び訪問指導により、妊産婦の自己健康管理の指導・助言を行います。	保健福祉局
2 性に関する正しい認識と理解に関する啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(女性の性と生殖に関する健康/権利)の啓発 情報誌、各種講座等を通じて、性と生殖に関する正しい知識と理解が広がるよう意識の啓発を図ります。	市民局
	性教育ビデオの貸出等による意識啓発 市内公立学校の求めに応じ、性教育ビデオの貸出等により、公立学校における性教育をはじめとする健康教育の充実を図ります。	教育委員会
	性感染症に関する情報提供・相談事業 性感染症に関する情報を提供し、相談指導体制の充実を図ります。	保健福祉局
	HIV/エイズに関する正しい知識の普及・啓発 HIV/エイズに関する正しい知識の普及啓発を図ります。	保健福祉局

施策の方向2 男女の生涯にわたる健康づくり

男女がいいきと自立して生活するために、健康に関する情報を提供し、心身の健康づくりを促進します。総合的な健康相談機能を充実し、生涯にわたるスポーツを通じた健康づくりに取り組みます。

基本的施策	推進事業	担当局
1 健康に関する啓発、 情報の提供	各種検診の受診促進 生活習慣病・がん等の疾病を予防するための各種健康診査の受診を促進します。	保健福祉局
	生活習慣病予防の指導 心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を保健センターで行います。	保健福祉局
	喫煙・飲酒・薬物に関する健康教育の推進 薬物乱用防止教育を推進することにより喫煙・飲酒・薬物に関する健康教育の充実を図ります。また、学校等からの依頼により、小・中学生、教職員及び保護者を対象に保健所職員を派遣し、喫煙予防、薬物乱用防止に関する健康教育を実施します。	教育委員会 保健福祉局
	薬物乱用防止の広報・啓発活動について関係機関と連携 埼玉県北足立福祉保健総合センター(鴻巣保健所)及び埼玉県中央(北)地区薬物乱用防止指導員協議会と連携して、薬物乱用防止の広報・啓発活動を行います。	保健福祉局
	学校保健事業・健康教育の推進 看護師養成所における教育課程の一貫として、学生に性教育、健康教育等を実施します。	保健福祉局
2 健康についての 医療相談機関の 充実	専門家による健康相談・健康教育の充実 未熟児、難病患者等を対象に専門的な相談は保健所で、一般的な相談については各区役所保健センターで、それぞれ保健師が実施します。	保健福祉局
	医療に関する総合的な情報提供 <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">今後検討</span> 市のホームページに診療科目や診療時間等の医療機関情報を掲載し、市民に必要な情報を提供します。	保健福祉局
	周産期母子医療センターの体制の充実 出産前後(周産期)における母体、胎児や新生児の一貫した管理を行う専門的な周産期医療体制を充実します。	市立病院
3 生涯にわたる スポーツの 活動支援	小児救急医療体制の充実・強化 休日・夜間救急診療所や在宅当番医制による初期救急医療の実施、病院群輪番制による第二次救急医療の実施、小児救急医療センターの運営により小児救急医療体制の充実・強化を図ります。	保健福祉局
	各種スポーツ教室等の開催 スポーツ未経験者や初心者の方を対象に、市報により募集し、公共施設で教室を開催します。	教育委員会
	ふれあいスポーツ大会の実施 障害者や難病患者が、スポーツを通じてさまざまな人々と交流を図ることを目的としたスポーツ大会を実施します。	保健福祉局

基本的施策	推進事業	担当局
3 生涯にわたる スポーツの 活動支援	学校体育施設の開放や余裕教室の整備活用の推進 さいたま市立の小・中学校の校庭、体育館、教室等を広く市民に開放します。	教育委員会
	健康づくりボランティア等の育成及び派遣指導 健康づくりに関する専門家や指導者を各地域に派遣したり、地域においてボランティアとして健康・スポーツの振興、指導に携わる指導者の育成・研修を行います。	教育委員会

**施策の方向3 からだとところに関する相談等の充実**

市民のさまざまなこころの悩みや女性特有の悩みのほか、若い世代を対象とした性に関する悩みを気軽に相談できる専門相談体制を充実していきます。また、そのための相談員の養成も促進します。

基本的施策	推進事業	担当局
1 健康総合相談 システムの 整備・充実	女性相談事業の充実 さまざまな悩みを抱えている女性を対象に、専門のカウンセラーによる相談事業を充実します。	市民局
	学校教育相談員による相談の充実 児童生徒のこころの問題について、教職員や保護者への指導・助言を行うとともに、児童生徒・保護者の相談等に応じます。	教育委員会
	シニア・ピアカウンセラー*の養成 <span style="background-color: #008000; color: white; padding: 2px;">今後検討</span> 高齢者の悩みや保健福祉サービスに関して相談に応じるシニア・ピアカウンセラーの養成を行います。	保健福祉局
	思春期ピアエデュケーション*事業の実施 10代の若者をピアエデュケーターとして教育・訓練し、その修了生が学校や地域等で性に関する教育活動を行います。	保健福祉局

\* ピアカウンセラー  
ピアとは仲間、同等の人の意味です。相談者と同じ職業や障害を持っているなど、何らかの共通点があり、一定の専門性を持って相談に応じる人をさします。ピアカウンセラーは、自らの体験に基づいて問題の解決を図り、専門家よりも気軽に相談できる相手として注目されています。

\* ピアエデュケーション  
生涯にわたり心身ともに健康的な生活を送るため、思春期の子どもや保護者、関係機関等の現状を把握するとともに同世代の仲間(ピア)が、思春期に多く見られる身体的な特徴や妊娠、性感染症等の悩みなどに対し、正しい知識や情報を提供することで、自らの悩みの解決方法を見出し、自己決定能力を高め、自分を大切にすることを広く認識させます。

目標

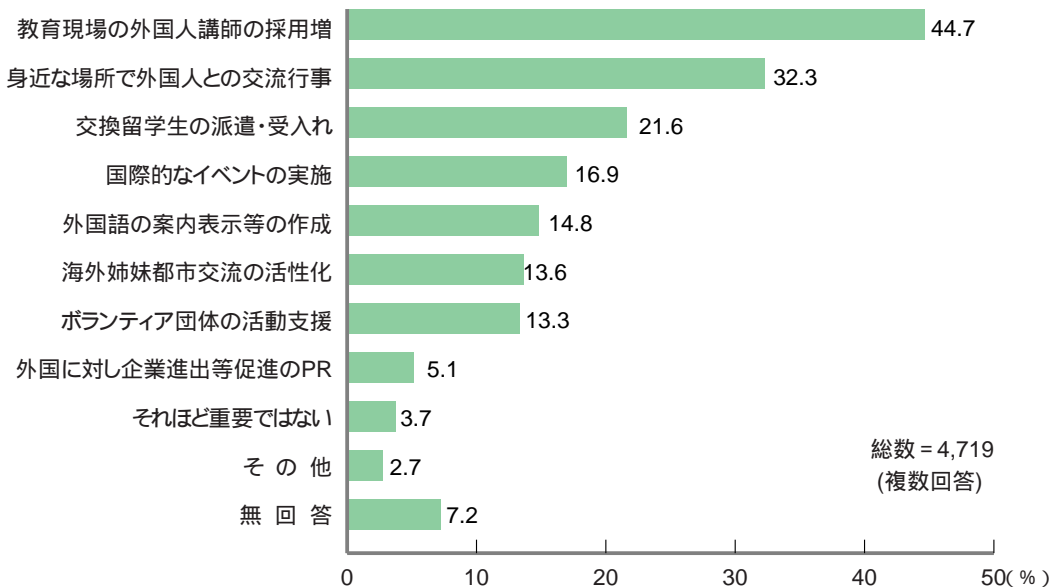
# 国際社会の一員として 国際的協調をすすめるまちづくり

## 【現状と課題】

男女共同参画社会基本法では、基本理念のひとつとして「国際的協調」を掲げています。「市民意識調査」では、今後の国際化への対応策として、「教育現場の外国人講師の採用増」が最も多く、「身近な場所で外国人との交流行事」、「交換留学生の派遣・受入れ」が続いています(図表14)。

国際社会におけるさまざまな取組みは、男女共同参画社会の実現に向けた施策の展開と密接なかかわりがあります。市内には、多国籍の外国人が暮らしていることから(図表15)、地域の外国人と国際理解を深めるなど身近なところから国際協力にかかわっていくことが大切です。

図表14 今後の国際化への対応策



「さいたま市総合振興計画策定のための市民意識調査報告書」平成14年3月

図表15 国籍(10区分)別外国人数

平成12年10月1日現在

	総数	韓国・朝鮮	中国	東南アジア・南アジア			イギリス	アメリカ	ブラジル	ペルー	その他
				フィリピン	タイ	その他					
合計	8,635	2,659	2,763	882	155	677	100	236	517	44	496
女性	4,675	1,424	1,532	765	116	228	27	91	225	25	188
男性	3,960	1,235	1,231	117	39	449	73	145	292	19	308

\*総数には無国籍及び国名「不詳」を含む

「第1回さいたま市統計書」平成13年版(資料:国勢調査)

## 【施策の方向と具体的な取組み】

### 施策の方向 1 男女共同参画の視点にたった国際交流と国際理解の推進

男女共同参画の視点にたった国際的な取組みに関する情報の収集や提供をすすめます。国際理解を深めるための講座や交流事業を活発に行うとともに、教員の国際交流や高校生の海外派遣を通して、地域や家庭、学校教育の場から国際理解をすすめます。

基本的施策	推進事業	担当局
1 男女共同参画に関する国連等世界の資料の収集と提供	「女子差別撤廃条約」等の国連関連条約の周知 <b>実施予定</b> 男女共同参画に関する世界の動向について理解を促進するため国連関連条約の周知を図ります。	市民局
	世界の女性を取り巻く問題の調査・研究、情報提供の充実 <b>実施予定</b> 男女共同参画の視点にたった世界の女性を取り巻くさまざまな問題について学習する機会を提供します。	市民局
2 国際理解・交流活動の推進	国際社会の理解を深めるイベント・講座等の開催 国際社会の一員としての認識を深める講座等を実施します。	市民局 教育委員会
	姉妹都市との交流事業の促進 海外5つの姉妹友好都市と、市民訪問団・スポーツ少年団の相互派遣等を行うことにより友好を深めます。	市民局
	国際交流のための拠点の整備 <b>実施予定</b> 国際交流のための拠点施設となる(仮称)国際交流センターを整備します。	市民局
	国際協力・援助を行う市民団体等への支援 交流事業を行っている各種市民団体への支援を行います。	市民局
	国際会議への女性の参加の促進 <b>今後検討</b> 国際的視野を持つリーダーを養成するため国際会議等への女性の参加を促進します。	市民局
	ボランティアのホストファミリー、通訳登録制度 市民がボランティアでホストファミリー、通訳として登録し、必要に応じて活動を依頼します。(さいたま市国際交流協会)	市民局
	審議会等委員会への外国人の登用 さいたま市国際交流協会役員及び委員会委員への外国人の登用を行います。	市民局

基本的施策	推進事業	担当局
<b>3</b> 国際理解教育の推進	国際理解・平和に関する講座・学習会の開催 国際理解・平和についての講座等を企画・開催します。	教育委員会
	姉妹校交流の推進 海外と姉妹校等交流を行っている市立小・中学校に、交流のための通信費等を補助金として交付します。	教育委員会
	姉妹都市と教員の相互交流 米国ペンシルベニア州教職員とさいたま市教職員が、教育に関する情報交換や学校・文化施設の訪問を行います。	教育委員会
	高校生海外研修派遣制度の充実 市内在住の高校生10名を米国で実施される研修講座に15日間参加させます。	教育委員会

**施策の方向2 外国人も安心して暮らせる相談・支援体制の整備**

外国人が安心して暮らせるまちにするために、情報の提供やネットワークを充実していきます。

また、言語をはじめ、日本の生活や文化について知識の少ない外国人が安心して暮らせるよう、日常生活相談を実施します。

基本的施策	推進事業	担当局
<b>1</b> 情報提供の充実	外国人のための生活ガイドブック・ガイドマップの作成 外国人のために、生活ガイドブック・ガイドマップを作成します。	市民局
	市報・情報誌による情報提供 市報Breeze欄への英文記事の掲載や生活情報紙「ぶらら」の発行により情報提供を行います。(さいたま市国際交流協会)	市民局
	通訳・翻訳ボランティアの充実 各国語の通訳・翻訳ボランティアを登録し、公共の場面の必要に応じて派遣します。(さいたま市国際交流協会)	市民局
	国際交流ネットワークの構築 <b>実施予定</b> 市民や外国人に対して、正しい情報を公正かつ敏速に提供する国際交流ネットワークを構築します。	市民局

基本的施策	推進事業	担当局
2 外国人への 生活相談の充実	外国人向け日常生活相談 国際交流サロンを運営し、外国籍市民の日常生活相談を行います。 (さいたま市国際交流協会) また、外国人相談員が、市内在住の外国人に対し、日常生活相談を5ヶ 国語で行います。	市民局 大宮区役所
	日本語学習の場の提供 <b>今後検討</b> 外国人のための日本語教室の会場、外国人の自主学习や交流事業 の会場を提供します。	教育委員会
	外国人留学生への支援 留学生に対して、市の紹介をするイベント(「はじめましての会」)を実施 します。(さいたま市国際交流協会主催)	市民局

### 施策の方向3

### 「平等・開発・平和」への貢献

昭和50(1975)年の「国際女性年」以来、全世界で女性の地位向上と男女平等の実現に向けて「平等・開発・平和」\*への貢献に取り組んでいます。

そのため、国際的な視野で男女共同参画への取組みに関する情報を提供し、身近な地域から国際的協調をすすめる意識を啓発していきます。

基本的施策	推進事業	担当局
1 国際的取組みに 関する情報の 収集・提供	国連刊行物等の提供 <b>実施予定</b> 男女共同参画推進センターの情報提供機能を活用し、「平等・開発・ 平和」等に関する情報を提供します。	市民局

\*「平等・開発・平和」

昭和50(1975)年にメキシコシティで開催された「国際女性年世界会議(第1回世界女性会議)」における3つのメインテーマ。「平等」は男女平等の促進、「開発」は経済、社会文化の発展への女性の参加の確保、「平和」は国際友好と協力への女性の貢献をあらわしています。

目標

## 男女共同参画推進体制の整備充実を図るまちづくり

### 【現状と課題】

「さいたま市男女共同参画のまちづくり条例」に基づき、市民・事業者・市が協働して男女共同参画のまちづくりに取り組むとともに、苦情処理委員により男女共同参画の推進にかかわる苦情を適切に処理します。

さらに、男女共同参画社会の実現に向けた拠点施設として、男女共同参画推進センターの整備・充実を図ります。

### 【施策の方向と具体的な取組み】

施策の方向 1

#### 推進体制の整備と市民・事業者との連携の推進

男女共同参画推進協議会や推進本部会議・幹事会を開催し、男女共同参画事業の推進状況を明らかにする年次報告を作成し、市民に公表します。その結果は、次年度の施策へ反映し、計画の適切な進行管理を行います。

また、市民や事業者と連携して推進するために、ネットワークづくりを支援するなど環境を整備します。

基本的施策	推進事業	担当局
1 推進体制の整備強化	男女共同参画推進協議会の運営 市長の諮問に応じ、男女共同参画のまちづくりの推進に関する事項について調査審議する男女共同参画推進協議会を運営します。	市民局
	男女共同参画推進本部会議・幹事会の開催 男女共同参画のまちづくりの推進のための全庁的組織において、男女共同参画に関する事項についての会議を開催します。	市民局
	さいたま市男女共同参画のまちづくり条例の推進 条例を推進していく基本計画の周知を図るとともに、男女共同参画に関する施策を全庁的に取り組みます。	市民局



基本的施策	推進事業	担当局
<b>2</b> 推進状況の 管理・報告	報告書の作成と公表 <b>実施予定</b> 男女共同参画のまちづくりプランの推進状況を明らかにする報告書を作成します。	市民局
<b>3</b> 市民活動やネット ワークづくりに 対する支援	ボランティア・NPO*等の活動への参加促進のための環境整備 <b>今後検討</b> ボランティア・NPO等の市民活動に関する情報提供、各種講座や研修会の充実、育成援助、活動の場の提供等を支援し、活動への参加促進のための環境を整備します。	市民局 政策企画部

## 施策の方向2 苦情の申出・処理制度の充実

苦情処理委員により、男女共同参画推進の施策にかかわる苦情を適正に処理します。また、苦情処理に関する制度の周知・普及を図ります。

基本的施策	推進事業	担当局
<b>重点</b> <b>1</b> 苦情処理委員の設置	苦情処理委員の設置 男女共同参画のまちづくりの推進に関する施策や推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情について調査し、必要に応じて実施機関に対して是正その他の措置をとるよう勧告等を行う苦情処理委員を充実します。	市民局
<b>重点</b> <b>2</b> 苦情処理制度の周知	苦情処理制度の定着と充実 <b>実施予定</b> 広く市民が利用できるよう制度の周知を図るとともに苦情の申出に対して適正かつ迅速に処理します。	市民局

\*NPO(エヌ・ピー・オー)

ボランティア団体や市民団体等、民間の営利を目的としない団体(Non Profit Organization)の総称。特定非営利活動促進法(通称:NPO法)の制定により、「特定非営利活動法人」という法人格を得て活動しています。男女共同参画をはじめとして、福祉、まちづくり、環境等さまざまな分野で活動を行っています。

施策の方向3 男女共同参画推進センターの整備・充実

さいたま市男女共同参画推進センターは、男女共同参画社会の実現に向けた具体的施策を推進していく拠点施設として重要な役割を担っていることから、学習機能、情報提供機能、相談機能等を充実させていきます。また、県や近隣市の男女共同参画推進センターや関連施設との連携を図り事業を展開していきます。

基本的施策	推進事業	担当局
<b>重点</b> <b>1</b> 相談、情報提供、啓発活動等の拠点施設整備・充実	各種団体活動への情報収集・提供 <b>実施予定</b> 男女共同参画推進センター内にパソコン・ビデオブース、図書閲覧コーナー等を備え、男女共同参画推進団体をはじめ、各種団体に対して情報提供を行います。	市民局
	総合相談窓口の設置 <b>実施予定</b> 男女共同参画推進センターに相談員を配置し、常設で電話相談・面接相談を実施する総合相談窓口を設置します。	市民局
	学習・研修機能の充実 <b>実施予定</b> 男女共同参画を推進する視点から各種の学習・研修活動の充実を図ります。	市民局
	市民参加による効果的運営の検討 <b>実施予定</b> 男女共同参画推進センターの運営及び事業について検討する委員会を市民参加で設置します。	市民局
<b>重点</b> <b>2</b> 関連施設との連携	相談施設、児童福祉施設等との連携 <b>実施予定</b> 相談施設、児童福祉施設等との連携を図り、相談体制をより一層強化します。	市民局
	各種事業への参加促進 <b>実施予定</b> 広く情報を提供し、国や県の関連施設での事業への参加を促進します。	市民局
	関連施設に関する情報提供 <b>実施予定</b> 国・県や近隣市等の施設での事業・行事等の情報を提供します。	市民局
	県や近隣市等の男女共同参画推進センターとのネットワーク化 <b>実施予定</b> 市内外の男女共同参画関連施設とのネットワーク化を図ります。	市民局